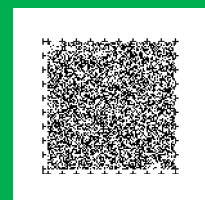
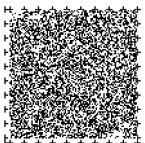


第5章

地域福祉を推進するための計画





1. 成年後見制度利用促進計画

(1) 計画策定の背景と目的

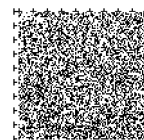
成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等のさまざまな理由により、自身の判断能力が十分でない方々を社会的に支えるための重要な仕組みです。具体的には、不動産や預貯金といった財産の管理、介護や福祉サービスの利用契約等、私たちの日常生活に不可欠な法律行為や手続において、不利益を受けないよう、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の意思を尊重しながら判断能力を補い、その権利を法的に保護し、支援することを目的としています。

この制度は、平成12(2000)年の介護保険制度と同時にスタートしましたが、手続の複雑さや制度自体の認知度の低さ等が要因となり、全国的に利用が伸び悩んでいるという課題があります。

こうした状況を背景に、国は制度利用の促進に向けた取り組みを本格化させ、平成28(2016)年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が施行されました。この法律は、従来の財産管理の側面に偏りがちであった制度運用を見直し、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」「身上の保護の重視」の3点を、制度の基本理念として重視することを明確にしました。

この成年後見制度利用促進法に基づき、国は平成29(2017)年に「成年後見制度利用促進基本計画」、さらに社会情勢の変化を踏まえ令和4(2022)年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。これらの国の基本計画においては、市町村が地域の実情に応じて利用促進に関する計画を主体的に策定し、医療・介護・福祉等の関係機関が連携する「地域連携ネットワーク」を構築することの重要性が示されています。

認知症や障害のある状態になることは誰にもあり得ることで、成年後見制度は、そのような市民の権利を守り、地域での安心した暮らしを支えるものです。これは、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる社会を目指す、地域福祉の理念と深く結びついています。全ての市民が個人の尊厳を保ちながら、その人らしい生活を送ることができる地域社会の実現に向け、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の推進を図ります。

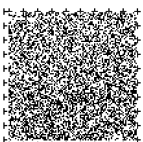


(2)計画の位置付け

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定されており、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものです。

国の法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、国内外の動向も踏まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われているところであり、法務省においては、その調査審議の結果を基に最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、所要の対応が行われる予定であり、国の動向を踏まえ、市の制度の見直しも検討していくものとします。

あわせて、国の地域共生社会の在り方検討会議では、身寄りのない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援等を提供する新たな第二種社会福祉事業を法に位置付ける必要があるとされていますが、新事業の検討に当たっては、日常生活自立支援事業の実施体制等についても、国の動向を踏まえ、市の制度の見直しも検討していくものとします。



(3) 施策の展開

施策1 権利擁護センター（中核機関）を中心とした支援ネットワークの構築

本市では、平成28(2016)年5月施行の「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき国で策定された「成年後見制度利用促進計画」に則り、その計画の施策目標として掲げられた「地域における権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の要となる権利擁護センター（成年後見支援センター）を平成28(2016)年6月に、社協への業務委託という形で設置しました。

◎ 和光市権利擁護センター(成年後見支援センター)

和光市権利擁護センターは、専門職による専門的助言等の支援の確保等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として位置付けられています。

◎ 成年後見支援会議

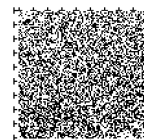
成年後見支援会議は、権利擁護についての協議会として位置付けられ、地域で権利擁護に関するケースの検討を行います。具体的には、適切な後見人等の推薦に係る事項、後見開始後の柔軟な後見人等の交代、市民後見人候補者からの市民後見人の推薦、複数後見のあり方等を検討しています。また、専門職団体と地域の関係者が連携し、権利擁護における地域課題の検討・調整を行い、解決に向けて協議を行います。

◎ 日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)

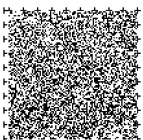
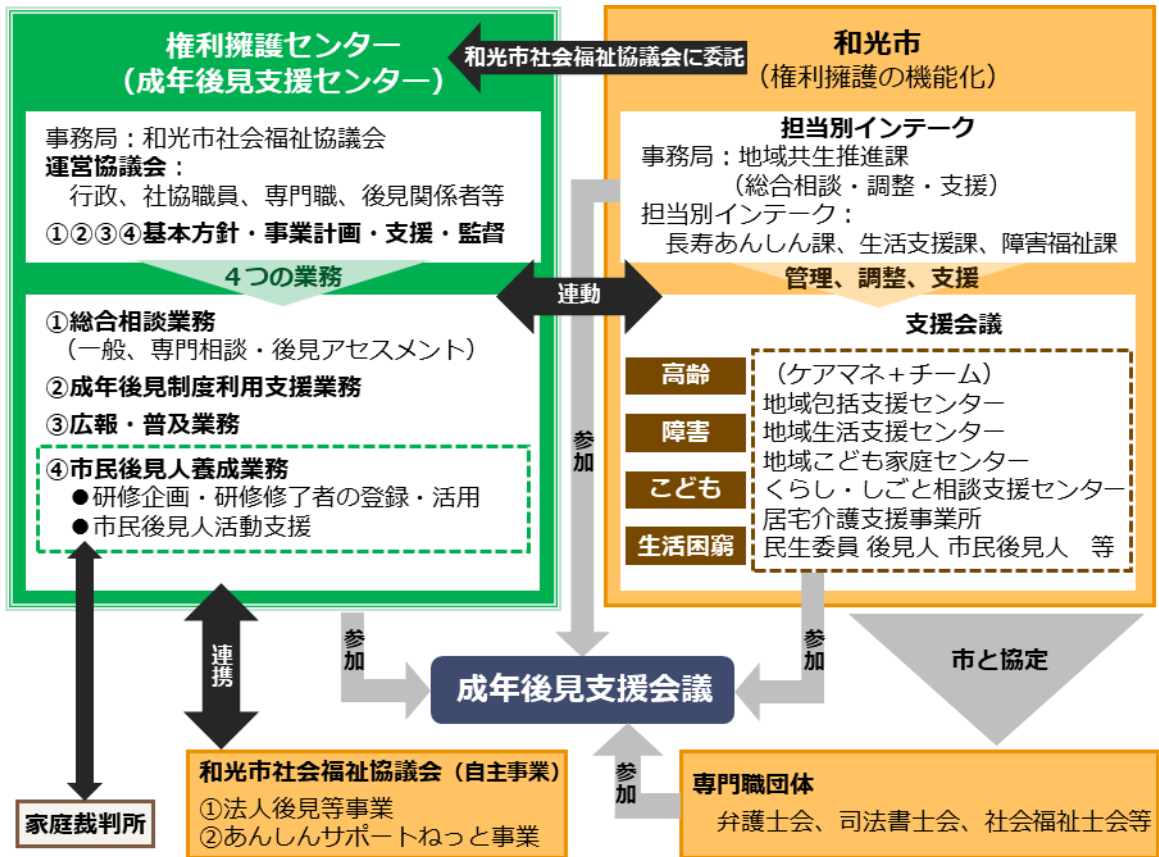
日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

本市では、この事業を「あんしんサポートねっと」として、社協が窓口となり、物忘れのある高齢者や、知的障害者、精神障害者が、福祉サービス利用援助、日常生活上の手続援助、日常的な金銭管理、書類預かりサービスを行っています。その利用は、年々増加傾向にあります。

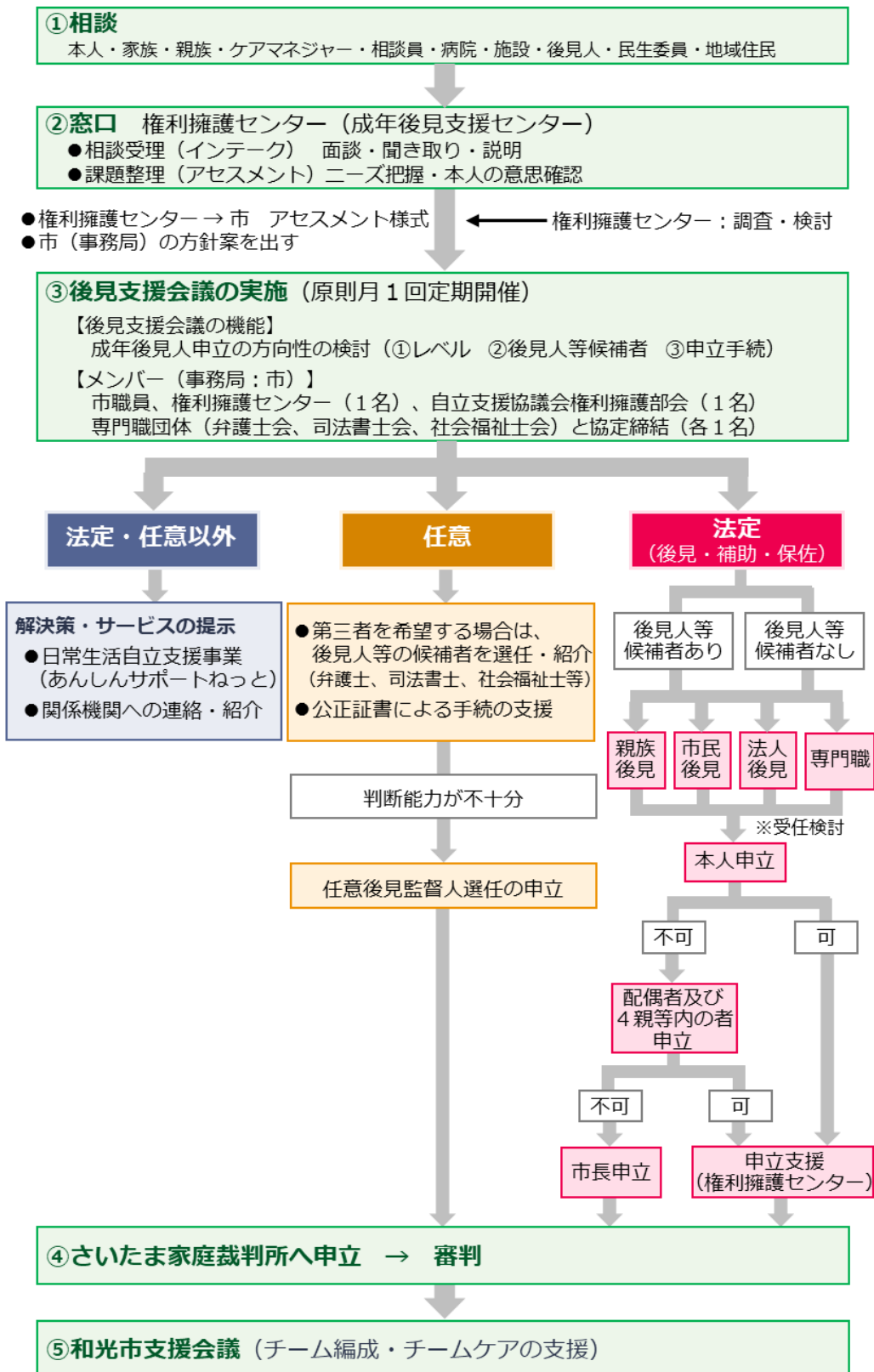
引き続き、権利擁護に係る関係機関の組織のイメージ及び相談受理フローに基づいて、地域連携ネットワークとして機能させます。



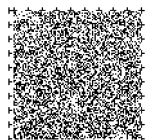
【権利擁護に係る組織と機能のイメージ】



【和光市における権利擁護の相談受理フロー】



なお、後見終了は、本人の死亡もしくは心身の状況が回復した時となります。
被後見人が亡くなった後の死後事務（火葬埋葬や残置物の処分等）については相続人が行うこととなりますが、家庭裁判所の許可により後見人が行うことができます。



施策2 市民後見人の養成と活動支援

身近な地域住民の立場で、判断能力が不十分な方の権利を守り、その人らしい生活を支援する後見人の役割は重要となります。市民による「市民後見人」の養成や研修、市の権利擁護支援事業に積極的に関わられるような人材の活用を目指します。

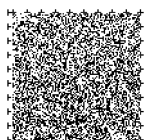
取組項目	取組内容	取組の主体
①市民後見人の養成講座の開催	成年後見制度の利用促進のほか、市民の社会貢献の場づくり、互助活動の推進のため、市民後見人の養成講座を実施します。	社協
②市民後見人に対する支援	市民後見人養成講座修了者が市民後見人に選任されるまでの適切な支援と効果的な活用の方法や、市民後見人活動に対する支援の方法等を検討します。	社協
③法人後見事業の実施	法人後見とは、社会福祉法人やNPO法人が成年後見人になることで、法人の職員が法人を代理して後見事務を行うことから、継続性や専門性を必要とする事案に対して有効とされています。社協では法人後見事業を行っており、市民後見人養成事業と連携して、地域に根差した法人後見事業の普及と長期的・安定的な運営を図ります。	社協

施策3 権利を守る制度の利用促進

市は社協と連携し、支援を必要としている人が適切に制度を活用できるよう、権利擁護に関する周知を図ります。

また、成年後見制度の利用に関する費用の助成や、「日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)」による福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行います。

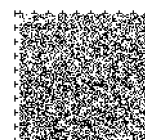
取組項目	取組内容	取組の主体
①成年後見制度等の権利擁護に関する広報・啓発	支援を必要としている人が適切に制度を活用できるよう、権利擁護センターによる成年後見制度をはじめとする権利擁護について、広報活動を充実します。市・社協のホームページの情報を充実させるよう、見直しや有効な広報手法の検討を行います。	市・社協
②成年後見制度の利用に関する助成	「和光市権利擁護事業実施要綱」に基づき、本人の財産状況から申立費用、後見人等報酬、及び福祉サービス利用費用を負担することが困難な場合に費用を助成します。	市
③日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)	あんしんサポートねっとは、判断能力の不十分な方が安心して生活が送れるように福祉サービスの利用援助や郵便物の確認、金銭管理のお手伝いを行うものです。日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)の周知と利用を推進します。	社協



施策4 権利擁護に関する相談体制の拡充

本人やその家族等からの生活上の悩みや困りごとから、その人の権利が守られていない状況が見える場合があり、解決に向けての支援を行います。また、地域包括支援センターをはじめ、市内の各種相談機関と連携し、権利擁護支援が必要と思われる市民の相談や関係者からの相談に対応していきます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①権利擁護に関する相談支援	認知症高齢者や障害者等、権利を侵害されている状況にある本人やその家族等からの相談に対して、センター職員が解決に向けての支援を行います。また、福祉サービスの苦情についての相談を受け付け、解決に向けて助言等を行っていきます。	社協
②市内相談機関との連携	権利擁護支援を必要とする方が、適切な相談先に速やかにつながれるよう、関係機関による情報共有や連携により、切れ目のない相談支援体制の構築を目指します。	市・社協



2. 生活困窮者自立支援計画

(1) 計画策定の背景と目的

かつて日本の社会を支えてきた終身雇用や年功序列といった日本型の雇用慣行は、経済のグローバル化や産業構造の変化の中で大きく変容しました。正規雇用の減少と非正規雇用労働者の増加は、雇用の不安定化を招き、多くの人々が常に経済的な不安を抱える状況を生み出しています。

安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」として、また、万一の時には最終的に「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」として、経済的基盤を支える社会保障制度があります。しかし、不安定な就労形態のために、社会保険制度や労働保険制度等の恩恵を受けにくい人々や、生活保護の要件には該当しないものの、実際には複合的な課題を抱え、経済的に困窮している世帯が少なくありません。

経済環境の変化と並行して、人口減少と少子高齢化、そして核家族化や未婚化・晩婚化の進展は、世帯構造に大きな影響を与え、特に単身世帯や高齢者のみの世帯が著しく増加しています。

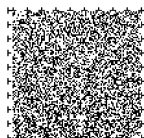
これらの社会変化は、貧困や孤立が一部の特別な人々の問題ではなく、誰もが生活困窮に陥り、社会的に孤立するリスクがあることにつながっています。

こうした背景から、生活に困窮する人々に対する包括的な支援を強化するため、平成27(2015)年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。この法律は、従来のセーフティネットを補完し、生活保護に至る前の段階で切れ目のない支援を提供する「第2のセーフティネット」として位置付けられています。その後、平成30(2018)年の法改正では、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進やこどもの学習支援事業の強化等、支援内容の充実が図られました。

生活困窮者自立支援法では、「生活困窮者」を「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と幅広く定義しています。制度の対象を限定的に捉えるのではなく、複合的な課題を抱える人々が孤立することなく、すなわち経済的困窮を伴うことが多いものの、それ以外の要因(特に社会的な孤立)が生活の困難を生じさせていることに着目し、また、現時点では顕在化していなくても、将来的に困窮に陥る懸念がある人々に対しても、早期かつ予防的な支援を届けることを目的としています。

本市では、これまでに市と社協等が連携し、生活困窮者に対する各種支援事業に取り組んできました。しかし、生活困窮世帯が抱える課題は、心身の健康や家族関係、社会からの孤立等、複数の要因が関係している場合が多く、既存の施策や個別の支援だけでは解決が困難なケースも増えています。

このような状況を踏まえ、本市における生活困窮者への一層の支援の強化を図ります。



(2)計画の位置付け

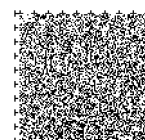
本計画は、平成26(2014)年3月27日 社会・援護局長通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者の自立支援の方策について、地域福祉計画の中に盛り込むべき事項として通知されていることに基づき、策定するものです。

(3)施策の展開

施策1 生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方の状況を改善し、自立した生活を実現するための支援を行います。あわせて、現状では困窮している状態でないものの、将来的にその懸念がある市民への予防的な支援を検討します。

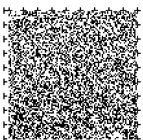
取組項目	取組内容	取組の主体
①自立相談支援	生活困窮者が抱える複合的な課題を把握し、状況や本人の意思を十分に確認し、適切なサービスの提供を行う体制を整えます。	市
②居住確保支援	住まいに困る住民からの相談を受け、物件探しや契約を支援するほか、居住後の生活支援サービスを紹介します。	市
③家計改善支援	家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画や個別のプランを作成し、利用者の家計管理意欲を引き出すような支援をします。	市
④就労準備支援	支援対象者の状況と課題を明確にした上で、就労準備支援プログラムを策定するなど、段階に応じた就労に向けた活動を提供します。	市
⑤支援につながる仕組みづくり	近隣住民による見守りや声掛け、関係機関によるニーズに応じた支援、相談窓口における困りごとや課題の発見等を、生活困窮者への効果的な支援につなげられるよう、多様な人や機関による連携と情報共有を図る支援体制を構築します。	市・社協・市民



施策2 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく支援

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されない社会を目指し、貧困が次の世代に受け継がれることを防ぐための支援を行います。支援にあたっては、和光市こども計画との整合を図ります。

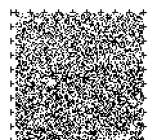
取組項目	取組内容	取組の主体
①教育の支援	教育支援センターによる相談支援や学校教育相談に関わる学校や関係機関との綿密な連携体制を構築し、効果的な支援体制の確保を図ります。また、生活困窮世帯の小学4年生から小学6年生の児童、中学1年生から中学3年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	市
②生活の安定に資するための支援	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	市
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援等総合的な自立支援を進めます。	市
④経済的負担の軽減のための支援	児童手当や児童扶養手当等の各種手当の支給に加え、医療費の助成等により、家計の負担を軽減し、こどもを安心して育てられるための経済的な基盤を支えます。	市



施策3 多様な主体による支援

生活困窮者が抱える課題は複雑化・多様化しており、市、社協、NPO法人、民間企業、地域住民といった多様な主体が、それぞれの専門性や強みを活かして連携・協働することが不可欠です。社会全体で支え合う包括的な支援ネットワークを構築し、誰もが孤立しない地域共生社会の実現を目指します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①生活困窮者の早期把握	生活困窮者が抱える課題は複雑化・多様化していることに加え、長期の支援が必要となる場合があります。また、住民からの情報も重要となります。生活困窮者の早期発見と状況の把握により、ニーズに応じた自立生活支援につなげられるようにします。	市・社協
②支援につながる仕組みづくり【再掲】	近隣住民による見守りや声掛け、関係機関によるニーズに応じた支援、相談窓口における困りごとや課題の発見等を、生活困窮者への効果的な支援につなげられるよう、多様な人や機関による連携と情報共有を図る支援体制を構築します。	市・社協・市民



3. 再犯防止計画

(1) 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14(2002)年の約285万件をピークに減少を続け、令和3(2021)年には戦後最少を記録しました。令和5(2023)年は約60万件と、若干の増加がみられたものの低い水準で推移しており、社会全体の安全度の向上がみられます。

一方、検挙された者に占める再犯者の割合(再犯者率)は高い水準で推移しており、現在は犯罪者の約半数が再犯者となっています。この背景には、一度罪を犯した人が社会復帰の過程で困難に直面し、再び犯罪に至るといった負の連鎖が断ち切れていない可能性がうかがえます。令和5年版犯罪白書でも、再犯の問題は重要な課題として取り上げられ、特に高齢者の再犯者率の高さや、窃盗・薬物事犯における再犯が顕著であることが指摘されています。

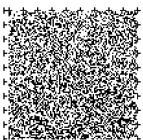
国は再犯防止を重要な政策課題として位置付け、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)を制定し、これを受けた「再犯防止推進計画」等に基づき、これまでさまざまな再犯防止施策を実施してきました。今後も、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取り組みを更に深化させ、推進していくため、令和5(2023)年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

再犯防止推進法では、再犯防止に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることを初めて明記し、地域住民に最も身近な行政主体である市町村や都道府県が、地域の実情に応じて主体的に取り組むべき課題であると位置付けました。

本市においても、罪や非行を犯した人が同じことを繰り返さないような支援と、安全で安心な地域社会の実現を目指します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条に規定されており、再犯の防止等に関する施策の推進のための計画として策定するものです。



(3) 施策の展開

施策1 再犯者の立ち直りを支援する取り組みの推進

再犯者の立ち直りを支援する取り組みを推進します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①就労に向けた支援	ハローワークとの連携を図ります。	市
②住居の確保支援	再犯者のうち、高齢者や障害のある人等複合的な要因により住居確保が困難な人に対して物件探しや契約を支援するほか、居住後の生活支援サービスの提供を検討します。	市
③保健医療・福祉サービスの利用促進	再犯者のうち、高齢者や障害のある人等複合的な要因により、自立した生活を営むことが困難な状況になっている人に対し、保健医療・福祉サービスの利用支援等、適切な支援を行います。	市
④学校等と連携した修学支援	市は地域の再犯防止推進体制のもと、教育委員会・学校・関係機関との連携を推進し、保護観察所・児童相談所・医療・福祉と一体での修学支援を行います。	市

施策2 更生保護に関する団体の活動支援

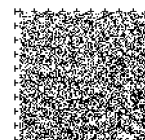
更生保護に関わる各種団体の活動支援や連携を推進します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①更生保護団体の活動支援	保護司会等と連携し、更生保護団体の活動を支援します。	市
②朝霞地区更生保護サポートセンターに対する支援	更生保護サポートセンターは、地区における更生保護の活動の拠点で、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供を行っています。	市

施策3 更生保護に関する広報や啓発

罪を犯した人の再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を、市や社協、民間団体等が連携しながら取り組むとともに、地域において立ち直りを目指す人を受け入れるための意識醸成を図っていくことが大切です。

取組項目	取組内容	取組の主体
①更生保護に関する広報や啓発	市や社協、民間団体等との連携により、社会を明るくする運動をはじめとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れるための意識醸成を図ります。	市



4. 困難な問題を抱える女性の支援基本計画

(1) 計画策定の背景と目的

女性を取り巻く課題は、貧困やDV、性暴力、社会的孤立等が複雑に絡み合い、多様化・複合化しています。近年のコロナ禍は、脆弱な立場に置かれがちな女性たちに大きな影響を及ぼし、雇用の不安定化による経済的基盤の脆弱さや、外出自粛に伴う家庭内での緊張の高まりや相談機会の減少は、女性が抱える問題の深刻さを増すことになりました。「孤独・孤立対策」という新たな視点を含めた、個別の課題に対応する縦割り支援では対応できない女性支援の強化が、社会全体にとって喫緊の課題となっています。

昭和31(1956)年に制定された「売春防止法」に基づく婦人保護事業は、売春を行う女性やそのおそれのある女性(要保護女子)を保護し、社会復帰を助けることを目的としたもので、現代の多様で複雑な課題に直面する女性を支援の対象とするには限界がありました。

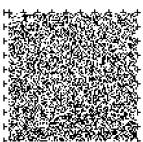
こうした背景を踏まえ、支援の根拠を抜本的に見直し、現代の課題に即した新たな支援体制を構築するため、議員立法により「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」という。)が令和4(2022)年5月に成立し、令和6(2024)年4月に施行されました。この法律は、支援の目的を「保護更生」から、個人の尊厳を守る「女性の福祉の増進」へと大きく転換させたものです。基本理念には、女性の福祉の増進、関係機関及び民間団体との協働、人権擁護や意思の尊重、男女平等の実現について示されています。

これらの理念に基づき、国は「基本方針」を、都道府県及び市町村は「基本計画」を策定することが努力義務とされ、国、都道府県、市町村、そして民間団体が一体となって、重層的で切れ目のない支援ネットワークを構築することが求められています。

こうした背景と理念を踏まえ、本市においても、全ての女性が安心して暮らせる地域社会を実現するための施策を推進します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、女性支援法第8条第3項に基づく「市基本計画」として策定するものです。



(3) 施策の展開

施策1 相談を通じたニーズの把握と適切な支援

困難な問題を抱える女性の問題は多様化・複雑化しており、一人ひとりの状況に応じた支援が不可欠です。女性が安心して悩みを打ち明けられる相談体制を充実させ、その声に耳を傾けることで、個別のニーズを的確に把握し、支援につなげていきます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①女性相談支援員による相談	女性相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性が相談をしやすい体制の整備をします。	市
②多様な相談窓口によるニーズの把握	県等の女性相談機関と協力し、情報収集に努めます。	市
③女性を支援する者の育成	女性相談支援員は適切な支援をするため、研修等に参加し、知識の習得等に努めます。	市
④多様な機関による女性支援	困難な問題を抱える女性に対し、市の窓口に限らず、県の相談機関等の情報を提供し、相談できる手段が複数あることを周知します。	市

施策2 女性の自立を支援する体制の整備

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な問題等で生活に困窮している方の状況を改善し、自立した生活を実現するための支援を行います。あわせて、現状では困窮している状態でないものの、将来的にその懸念がある方への予防的な支援を検討します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①保護回復支援	避難を余儀なくされた困難な問題を抱える女性が、安心して安定した生活を過ごせるよう、自立支援を相談できる体制の整備に努めます。	市
②就労支援	支援対象者の状況と課題を明確にした上で、就労準備支援プログラムを策定するなど、段階に応じた就労に向けた活動を提供します。	市

施策3 ジェンダー平等に向けた理解の推進

全ての女性が、性別による固定観念にとらわれず、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きられる地域社会の実現を目指し、理解の推進に取り組みます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①ジェンダー平等に関する理解の推進	人権問題を扱う部署と連携し、ジェンダー平等についての啓発に取り組みます。	市

